

弟子屈町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

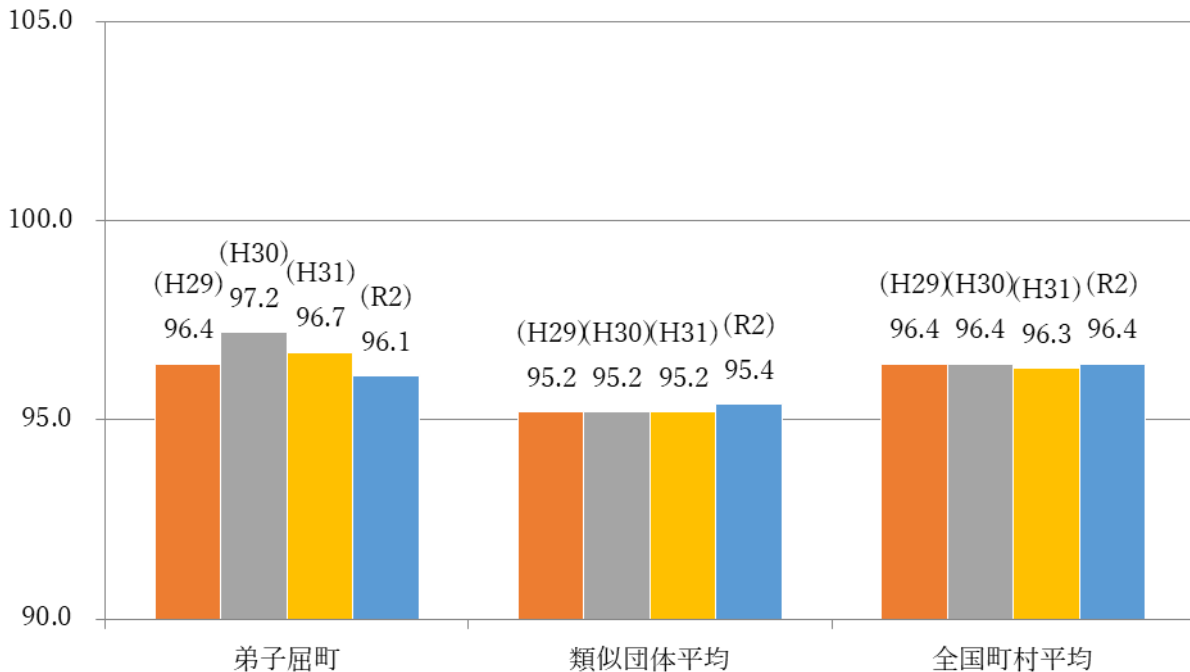
区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
元	7,102	8,926,334	103,496	1,230,918	13.8	14.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
元	146	527,796	82,130	214,456	824,382	5,646	5,638

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度 2	円	円	円 (%)	%	%	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度 2	月	月	月	月	月	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

【給料表の改定実施時期】 平成27年4月1日

【内容】 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

制度なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和2年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
弟子屈町	41.5歳	305,500円	338,691円	336,324円
北海道	43.2歳	321,400円	389,524円	363,672円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
類似団体	41.6歳	299,025円	343,593円	325,237円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区分		弟子屈町	北海道	国
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和2年4月1日現在)

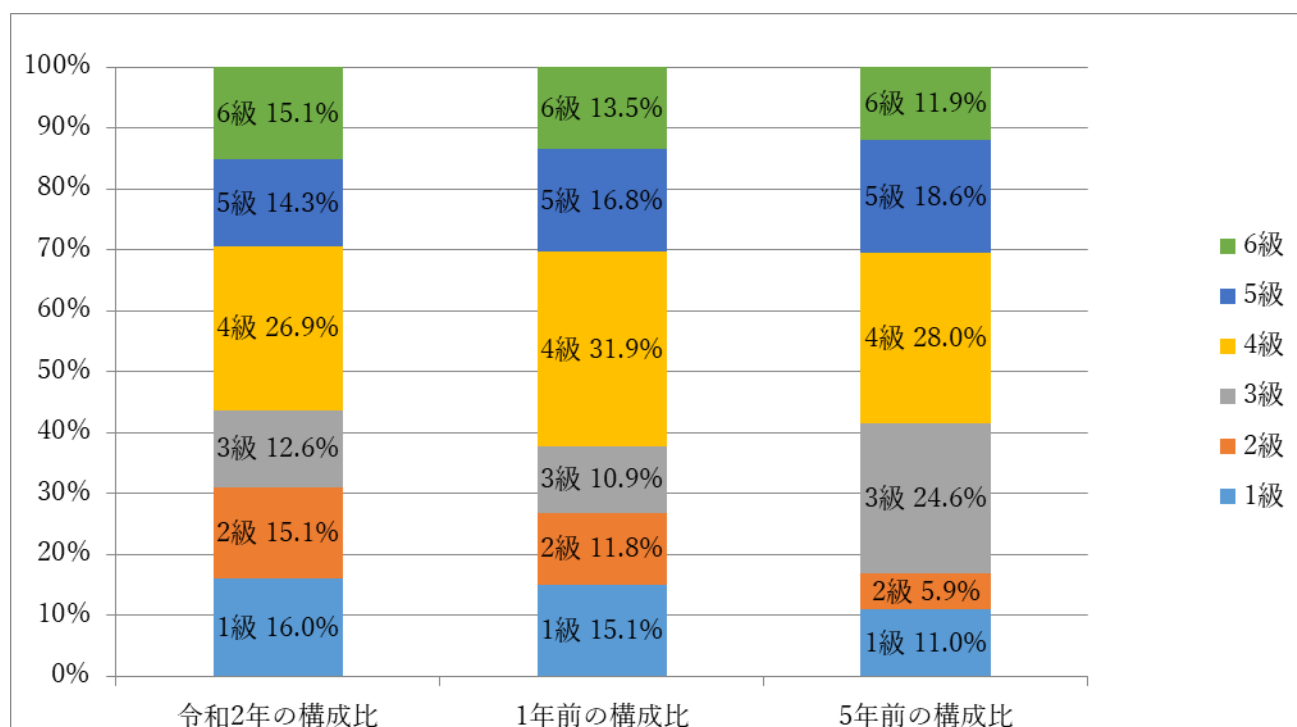
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	248,500円	353,800円	375,100円	383,800円
	高校卒	223,200円	309,700円	347,800円	385,200円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

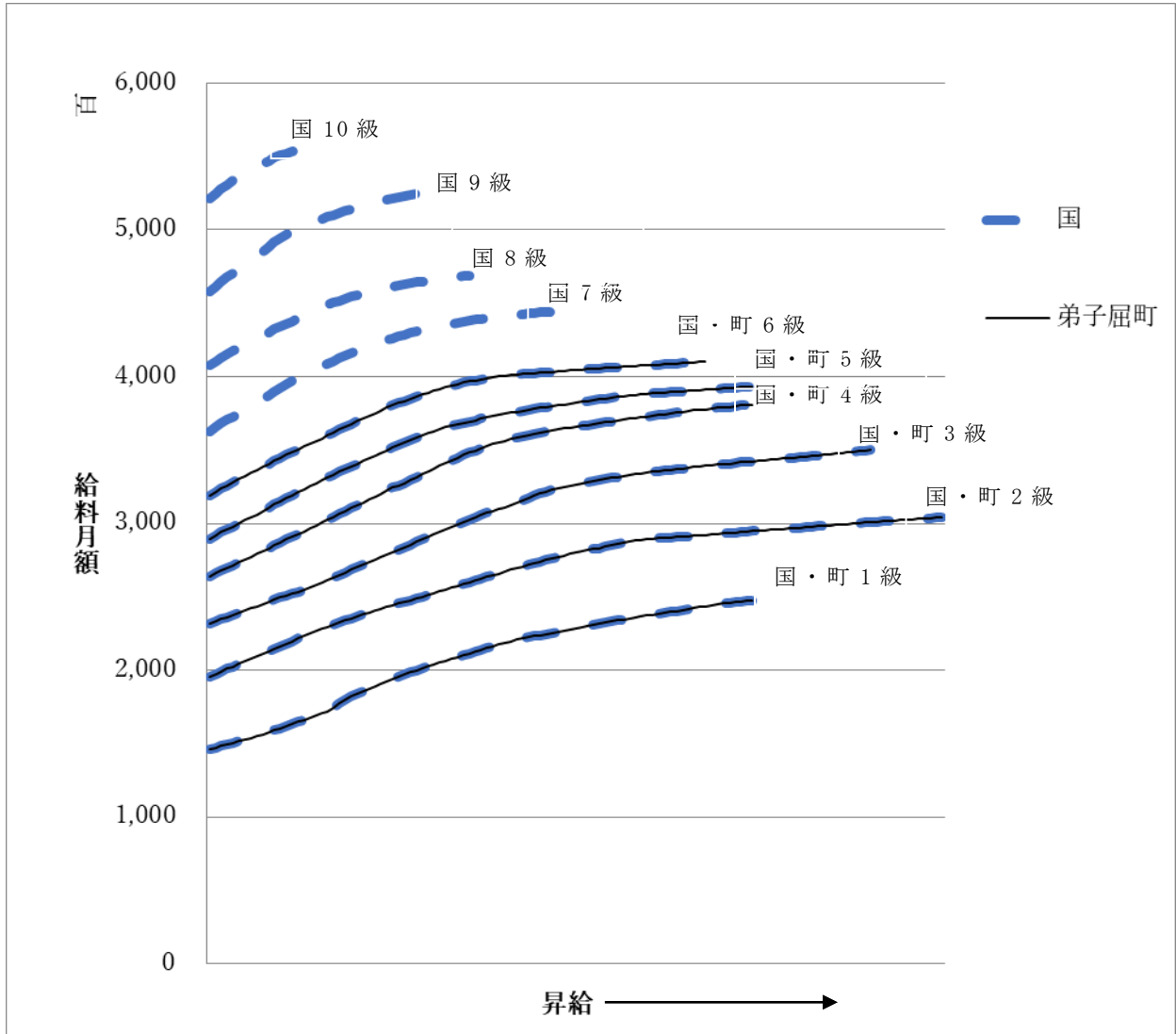
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務補・主事補	19人	16.0%	146,100円	247,600円
2級	主事	18人	15.1%	195,500円	304,200円
3級	主任・主査	15人	12.6%	231,500円	350,000円
4級	主査・係長	32人	26.9%	264,200円	381,100円
5級	課長補佐	17人	14.3%	289,700円	393,000円
6級	課長	18人	15.1%	319,200円	410,200円

- (注) 1 弟子屈町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（弟子屈町）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	/		/	
活用予定時期	/		/	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

弟子屈町	北海道	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,429千円	1人当たり平均支給額(元年度) 1,579千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 10,000円 ～20,000円	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(弟子屈町)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	/		/	
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

弟子屈町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
自己都合		応募認定・定年			
1人当たり平均支給額					
1,601千円		19,865千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）		0.0%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊勤務手当	右記業務出勤職員	災害時、勤務時間外に出動した職員	0千円	1回につき530円
		法定伝染病の消毒、行路死亡人収容	0千円	1回につき620円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	22,232千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	190千円
支給実績（平成30年度決算）	18,794千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	152千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額 6,500円 ・子 月額10,000円 (15歳から22歳までの子は月額5,000円を加算) ・上記以外の扶養親族 月額 6,500円	同		19,420千円	252,198円
住居手当	・借家 100円～28,000円	同	・支給限度額	10,777千円	276,332円
通勤手当	・片道5km以上	異	・片道2km以上	1,792千円	111,956円
管理職手当	・課長職 8% ・課長補佐職 5%	異	・支給率の相違	11,935千円	291,078円
寒冷地手当	・毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給 世帯主(扶養有) 月額26,380円 世帯主(扶養無) 月額14,580円 その他 月額10,340円	同		15,715千円	95,817円

5 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区分		給料 月額 等	
給料	市区町村長	790,400円 (832,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000円/306,000円
	副市町村長	656,400円 (691,000円)	710,000円/490,000円
報酬	議長	292,000円 (円)	360,000円/205,000円
	副議長	234,000円 (円)	320,000円/175,000円
	議員	184,000円 (円)	300,000円/155,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(元年度支給割合) 4.50月分	
	議長 副議長	(元年度支給割合) 4.50月分	
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職年数に応じた率 17,059千円 任期満了時 給料月額×在職年数に応じた率 8,939千円 任期満了時	
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

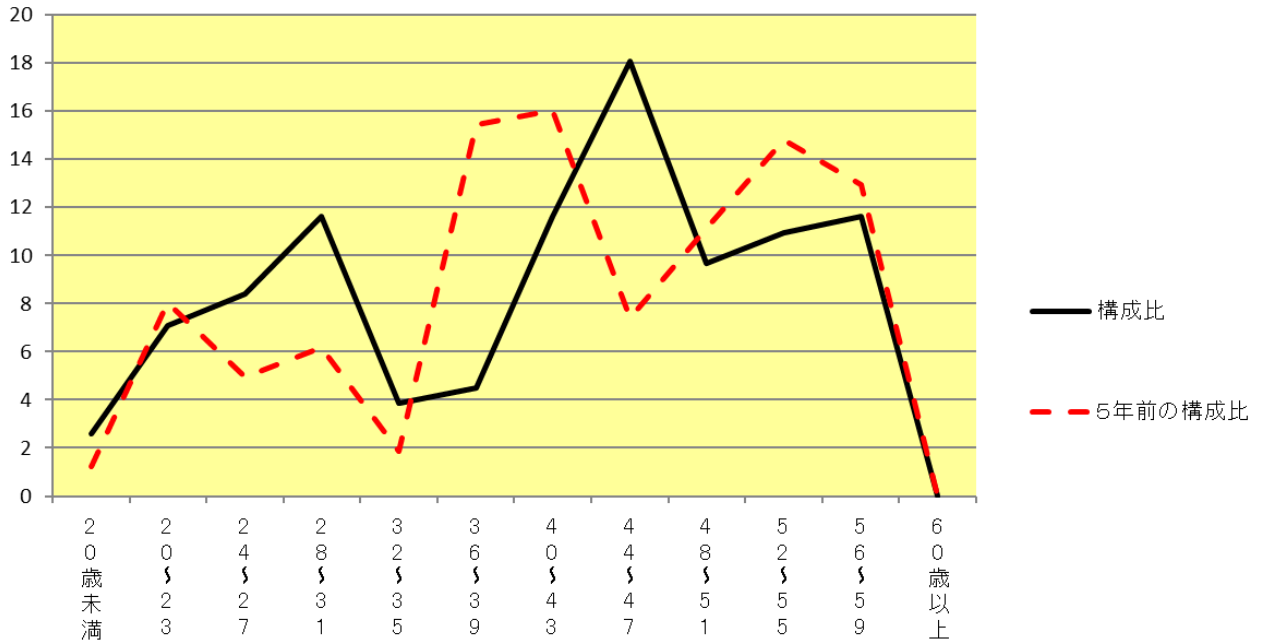
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和元年	令和2年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	2	2		
		総務	33	33		
		税務	10	8	△2	
		民生	32	31	△1	
		衛生	15	14	△1	
		農林水産	13	13		
		商工	12	12		
	土木	12	9	△3		
		計	129	122	△7	<参考> 人口1万人当たり職員数 171.78人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 113.59人)
		教育部門	17	17		
	消防部門					
	小計	146	139	△7	<参考> 人口1万人当たり職員数 195.72人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 136.13人)	
公営 企業 等 部門	水道	4	3	△1		
	下水道	2	3	1		
	その他	9	10	△1		
	小計	15	16	1		
合計		161	155	△6	<参考> 人口1万人当たり職員数 218.25人	
		[172]	[172]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	11人	13人	18人	6人	7人	18人	28人	15人	17人	18人	0人	155人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	27年	28年	29年	30年	元年	2年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	132	131	129	127	129	122	△10（△7.6％）
教育	16	18	17	17	17	17	1（6.3％）
消防							（％）
普通会計計	148	149	146	144	146	139	△9（△6.1％）
公営企業等会計計	14	16	17	16	15	16	2（△14.3％）
総合計	162	165	163	160	161	155	△7（△4.3％）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
元年度	千円 158,188	千円 2,895	千円 20,085	% 12.7	% 14.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
元年度	人 4	千円 13,389	千円 1,569	千円 5,127	千円 20,085	千円 5,021	千円 6,165

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
弟子屈町水道会計	40.0歳	314,267円	418,447円
団体平均	44.2歳	339,529円	512,723円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

弟子屈町	団体平均
1人当たり平均支給額(元年度) 1,434千円	1人当たり平均支給額(31年度) 1,522千円
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算10,000円 ～20,000円	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

弟子屈町		団体平均	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			
自己都合		応募認定・定年	
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	
0千円		0千円	
		8,861千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

制度なし

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊勤務手当	右記業務出勤職員	災害時、勤務時間外に出動した職員	0千円	1回につき530円
		法定伝染病の消毒、行路死亡人収容	0千円	1回につき620円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	353千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	118千円
支給実績（平成30年度決算）	284千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	95千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 月額 6,500円 ・ 子 月額10,000円 (15歳から22歳までの子は月額5,000円を加算) ・ 上記以外の扶養親族 月額 6,500円 	同		0千円	0円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家 100円～28,000円 	同		540千円	270,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 片道5km以上 	同		0千円	0円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長職 8% ・ 課長補佐職 5% 	同		385千円	384,096円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給 世帯主(扶養有)月額26,380円 世帯主(扶養無)月額14,580円 その他 月額10,340円 	同		271千円	67,600円